

利用者負担

サービスの利用量と所得（負担能力）に着目して、原則として利用したサービスの定率1割を負担していただくこととなります。ただし、所得区分に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない負担上限月額が設定されています（下記参照）。

所得区分	内容
生活保護	生活保護受給世帯
低所得	市町村民税非課税の世帯
一般1	【居宅で生活する方・20歳未満の入所施設利用者に限る】 市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割額が28万円未満のもの
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しないもの

[利用者負担に関する配慮措置]

	障害児通所支援利用者	障害児入所支援利用者	高額障害福祉サービス費 算定基準額
1 利用者負担の月額上限設定（所得区分別）			
生活保護	0円	0円	0円
低所得			
一般1	4,600円	9,300円	
一般2	37,200円	37,200円	37,200円*
2 就学前障害児の発達支援の無償化			
次のサービスと期間に該当する場合、利用者負担額が無料になります。			
①対象となるサービス 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設。			
②対象となる期間 満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学までの期間。			
3 利用料の多子減免			
次のいずれかに該当する場合、減免の対象となります。			
対象①…市町村民税所得割合算額が77,101円以上の世帯であって障害児通所支援を利用している小学校就学前児童と同一世帯に保育所等に通園する小学校就学前の兄弟がいる世帯			
対象②…市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯であって障害児通所支援を利用している小学校就学前児童と生計を一にする兄弟がいる世帯（平成28年4月より拡大）			
減免内容は、次のとおりです。			
第2子通所児童……1か月の障害児通所支援利用者負担額が総費用額の5%になります。			
第3子通所児童……1か月の障害児通所支援利用者負担額が無料になります。			
4 高額障害福祉サービス費（世帯での所得区分別負担上限）			
同じ世帯の中で保護者や複数の児童でサービスを利用し、利用者負担の合計額が上記算定基準額を超えた場合、超えた分は高額障害福祉サービス費として支給されます（償還払い方式）。			
*複数の児童でサービスを利用している場合、基準額が負担上限月額まで引き下げられる場合があります。			
5 食費等実費の負担軽減措置			
入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。			
6 生活保護への移行防止の負担軽減措置			
上記のどの負担軽減策を使っても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる人については、生活保護の対象とならないようになる額まで、定率負担の月額上限を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。			